

# 社会国家の意味論としての「連帯」

—19世紀ドイツ社会政策の展開を事例に—

坂井 晃介\*

本稿の目的は、福祉国家の制度形成に関わる理念の位置価値を、とくに19世紀後半ドイツにおける「連帯 Solidarität」という語の政策的意義から、知識社会学的に明らかにすることである。

既往研究はこの語の階級闘争的意義を強調するが、政策形成に関わる統治実践においてこれがいかなる意味内容をもっていたのかについては十分に明らかにされてこなかった。そこで本稿では、1860年代から構想され1880年代に成立していく、労働者社会保険立法にかかわる政策担当者による諸言説を、制度と理念の相互連関から分析し、この語彙の同時代的布置を探った。

その結果明らかとなったのは次の点である。第1に、同時代の政策担当者は、労働者や資本家が適切に自身の利害関心を自覚せず対立しているところに、社会問題の原因を見出している。第2に、双方がもつべき適切な利害関心を特定し、それらを調和的に充足させるために、国家介入の重要性を主張している。第3に、そこにおいて「利害関心の連帯」というフレーズは、階級的な闘争概念としての意味を離れて、国家介入を正当化する文脈で用いられている。

こうした分析により、同時代のドイツにおける統治実践において、連帯 Solidarität という語が、社会集団の秩序を特定し、それを政策的に実現することで社会国家を作り上げていくための1つの知識として動員されていることが明らかとなった。

キーワード：社会国家の意味論、連帯、利害関心

## 1 本稿の目的

社会福祉を政策的に実現する歴史的構成物としての福祉国家は、いかなる理念によって支えられているのか。制度と理念の結びつきをめぐるこうした問いはマックス・ウェーバー以来の社会学的な研究課題であり続けているが (Lepsius 1990)、これに答えるためには社会的・歴史的コンテクストごとに生じる地域のバリエーションを想定する必要がある。なぜならば、各国の時間的・空間的コンテクストの差

\* 東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程 ksakai10506@gmail.com

異により、形成される制度や理念はまったく異なりうるからである。

たとえば19世紀フランス福祉国家の基盤となった理念としては、社会連帯主義がよく知られている(田中2006)。それに対してドイツでは、こうした「連帯」の理念がもたらした社会政策の制度形成へのインパクトがネガティブに評価されることが多く、その意義が明確ではない。既往研究によれば、ドイツにおいて連帯 *Solidarität* という語は長らく、社会民主主義運動やカトリック勢力が政府当局や既存の社会構造に対抗するための闘争概念であったという(Bayertz 1998: 36; Metz 1998: 188)。それゆえこの語は、第二次世界大戦後に社会政策が西欧諸国間で収斂していくまで、理念としての役割をまったく担っていなかったと考えられている(Tenfelde 1998: 195)。

しかしこうした見解は、社会民主主義の政党的プレゼンスや統治機構への関与の度合いにしたがってこの語の影響力の大小を判断している。つまり、連帯 *Solidarität* という語とその伝統的担い手としての労働者階級を直截に結びつけ、ドイツでは社会民主主義が長らく周辺的な位置にあったという理由で、連帯概念の福祉国家的意義も部分的にしか認めないのである。事実、この語の仏独関係や学術的・社会運動的変遷が分析されることはあっても(Fiegle 2003; Stjerno 2004 ほか)、統治実践において諸々の理念がいかなる意義を有していたのかはブラックボックスになっている。

そこで本稿では、19世紀後半ドイツにおいて福祉国家(社会国家 *Sozialstaat*) が制度的に成立した際、その実践において連帯 *Solidarität* という語がいかなる概念的意義を有していたのかを明らかにする。とくにめざされるのは、知識や理念と制度的境界形成の関係を問うタイプの知識社会学である意味論分析 *Semantikanalyse* (Luhmann 1980=2011 ほか) の視座から、人びとが属する社会的ミリューと使用語彙の連関を先取りせずに、語彙と制度形成の関連をコンテキストにそくして経験的に考察することである。

2000年代以後の社会科学では、国内外を問わず「社会的なもの *the social*」への注目が高まっている。そこでは「福祉国家の危機」以後、いかなる形で人びとの協働を理念的・制度的に再構築できるのかという問いが投げかけられ(市野川2006; Lessenich 2008; 齋藤ほか編2011; Leisering 2013; Kaufmann 2015: 15)、日本では主に思想史的な視座から研究が進んでいる(市野川・宇城編2013)。本稿は、こうした現代的な問題関心を引き継ぎつつ、連帯 *Solidarität* と統治実践との結びつきを歴史社会的に検証する、社会国家の意味論分析のケーススタディである(Kaufmann 2005: 320; 川越・辻編2008: 8)。具体的な分析の対象になるのは、1870年代から1880年代にかけての政治家や高級官僚、実業家の間で交わされた、社会政策をめぐる書簡や覚書などである<sup>1)</sup>。

## 2 労働運動における理念としての連帯

先行研究が労働運動の理念としての連帯 *Solidarität* を強調する際、そのメルクマールとして参照するのは、社会主義者フェルディナンド・ラッサールの演説「労働者綱領」(1862)である。特に次の文言が重要である。

……労働者身分の人倫的理念は、個人による個性的能力を、妨げなく自由に発揮するということではまだ十分ではない。これに加え、人倫的に秩序づけられた公共心 *Gemeinwesen* のもとで、あるものがつけ加わらなければならないだろう。すなわちそれは、利害関心の連帯 *Solidarität der Interessen* および発展していく上での共通性と相互性である。(Lassalle 1919: 195=1981: 180-1, 強調はラッサール)

ここでは、労働者同士で協力し合い問題解決をしていくことを確認するために、連帯 *Solidarität* という語が用いられている。またこうした視座は、一国内にとどまらずに国際的な組織構築をうながすものでもある。たとえば1868年9月6日における全ドイツ労働者協会の集会プログラムでは、労働者階級が取り組むべき問題は「経済的解放への不可欠な前提条件」である政治的自由、すなわち普通選挙権の獲得であると宣言されているが、こうした労働者問題は、「地域的なものでも国家的なものでもなく、近代社会が存在するあらゆる国を巻き込む社会問題である」という。それゆえ国家を超えた国際的な労働者の団結が求められるのだが、実際には一国にとどまらない「あらゆる国の多様な労働分野間での連帯 *Solidarität* (統合) が欠如し、さまざまな国の労働者階級の間の統一という兄弟的絆が不在であるがゆえに、経済的解放に向けられたあらゆる努力はこれまで失敗している」とみなされている(QGDS1-8-13: 77)。そこでこの集会プログラムでは、国際的な労働者連盟への参加が決定されている(QGDS1-8-13: 77)。

ここでは、現状の社会問題を解決するために労働者が協働できていないことが問題視されており、欠如している労働者の相互扶助や運動組織を形成する際に求められる状態として、連帯 *Solidarität* が重要視されているのである。こうしたラッサールの社会民主主義的理念を受けて組織化されていったドイツ労働運動や協同組合運動において連帯 *Solidarität* は、階級内部において一枚岩ではなく人びとが個別にもちうる利害関心を特定のあり方に方向付けるための、キー概念となっていたとされる(Wildt 1996: 1007; Stjernø 2004: 42-59)。

### 3 政治家たちは連帯 Solidarität という語を どのような文脈で用いていたのか？

しかし連帯 Solidarität という語は、労働者たちによる闘争概念としてだけでなく、同時代の政治家や高級官僚、実業家らによっても特徴的な形で運用されてきた。そして社会国家形成にとっての連帯 Solidarität の位置価値を探る上では、この点に着目する必要がある。

#### 3.1 国家同士の連帯

統治実践において想定される連帯 Solidarität はまずもって、台頭してくる社会民主主義勢力に対する国家間での協力を表現するために用いられていた。1872年12月15日、社会主義インターナショナルへの危機感から、プロイセンとオーストリアの間で国際会議が開かれる。これはオットー・フォン・ビスマルクの相談役として確固たる地位を確立していたヘルマン・ヴァーゲナーがビスマルクとともに主導したのだが、社会民主主義勢力に協力して圧力をかけるとともに、労働者がそこに取り込まれないよう保護政策を展開することで両者の関係を断ち切る社会政策を構想する契機となった（QGDS1-1-Einleitung: XXVIII）。

ヴァーゲナーは自身の備忘録において、この会議ではいくつかの点について満場一致の見解があったことを回顧している（QGDS1-1-120: 430）。なかでも重要なのは、労働者たちによるアジェーションが国際的な広がりをみせており、そうしたアジェーションが「結社の自由の濫用という最も危険な形式」によって展開されているという見解である。両国は、こうした社会民主主義インターナショナルに対抗する国家的アクションを起こさなければならないが、その国家的アクションは各国独自のものととどまるべきではなく、「あらゆる政府の連帯 Solidarität」に基づくものである。つまり社会民主主義の国際的な運動状況に鑑み、それに対する国家的な対応も、政府間での相互協力として、必要とされているのである（QGDS1-1-120: 430）。

ここにおいて連帯 Solidarität は、社会民主主義が国民国家の成立と維持を脅かす存在とみなされているなか、プロイセンとオーストリアも国際的な協力を行う必要があるとする議論において引き合いに出されている<sup>2)</sup>。

#### 3.2 労働者同士の連帯は人間的な弱さを育む

他方、労働者たちの振る舞いを記述するための語彙としても、連帯 Solidarität は——時にネガティブな意味で——機能していた。

1880年代に順次成立していく社会保険立法の一角を成す労災保険法（1884年成立）は、それ以前に労働者の就労中の負傷や労働不能および死亡等の事故を保障する制度であった賠償責任法 Haftpflichtgesetz（1871年成立）の改定を端緒として

いた。この賠償責任法は、鉄道経営等の場合を除いて、労働災害とみなされる事故が雇用者側の過失によって生じたという立証責任を労働者側に負わせている点をはじめとして、多くの欠陥を抱えていたという（木下 1997: 52-3; 大内 2014: 151）。

商業顧問官 Kommerzienrat であり労災保険法の素案を提起した1人でもあった実業家のルイス・パールは、当時のプロイセン商務大臣であったカール・ホフマンへの1880年4月30日の覚書（QGDS1-2-57）のなかで、賠償責任法のこうした問題が、労働者たちによる統治機構にとって不都合な振る舞いにつながることを指摘した。

労働災害が雇用者側の責任で発生していたかどうかを労働者自身が検証する際には、その過程において現場の同僚の証言が重要な手がかりとなる。しかしパールによれば「法的な事情聴取が遅れば遅れるほど」、こうした同僚たちの証言は正しい記憶と良心に基づいた誠実なものではなく、同僚たちに対する同情を優先した不確実なものになってしまうという。なぜなら同僚の労働者は、労働災害の立証責任を負っている者の立場を自身に置き換えて考慮し「彼の同僚やその家族が年金生活者として平穏な生活を送るか、物乞いの杖を手にとらなければならないかということが、彼の評価に依存するということ」に気づくからである。その結果、証言者は当事者に有利な証言をしてしまうこととなる。そしてパールは、こうした状況が労働者同士による「連帯の感情 *das Gefühl der Solidarität*」を育んでしまっていることを問題視した（QGDS1-2-57: 166）。

ここにおいて労働者同士の「連帯 *Solidarität*」とは、雇用者や行政側にとって不都合な結果を招くような「人間的な弱さ」（QGDS1-2-57: 166）を生みうる、両義的なものである<sup>3)</sup>。

### 3.3 利害関心の連帯

しかし政府関係者が常に労働者の協働を秩序に対する不安要素として捉え、それに対する対抗措置をとりさえすればよいと考えていたわけではない。このことは、彼らにとって連帯 *Solidarität* という語彙の意味するところが国家同士・労働者同士の連携や協働にとどまるものではないということに現れている。

たとえばヴァーゲナー同様、ビスマルクのブレインとしても知られる参事官テオドア・ローマンのプロイセン省大臣ハインリヒ・グラーフ・フォン・イツエンブリッツへの陳情書（1872年3月18日）（QGDS1-5-67）によれば、政府関係者の間で次のような「支配的な見解」があるという。その見解とは、現在の社会民主主義運動は、一方で運動家たちによるアジェーションが引き起こした人工的で一時的なものであるが、同時に「自然で正当な契機をも含んでいる」ものであり、それゆえ国家は「入念に展開を観察し必要な場面ではこれに介入する義務」を負っているというものである（QGDS1-5-67: 173）。

ここにおいてローマンは、同等の状況を経験しているイギリスとドイツとの間に、一点において本質的な差異を見出している。その本質的差異とは雇用者と労働者の

関係をめぐる状況である。ローマンからすれば、労働者の貧困や劣悪な労働環境についての問題に端を発する社会民主主義運動の高まりに対して、イギリスではスクランブル的・暫定的な対策が行われてきた。それゆえ雇用者側についても労働者側についても混乱をきたすものになったという。ローマンによれば、労働者問題に対して国家が介入する場合、状況を入念に観察した上で、雇用者と労働者の関係を適切に取り結ばなければならない。その点、ドイツはイギリスに比べて「労働者と雇用者の利害関心の連帯 die Solidarität der Interessen der Arbeitgeber und Arbeitnehmer」が重要課題であるという風潮がすでに存在しているため、十分な問題解決のための素地があるという (QGDS1-5-67: 173)。

肝要なのは、ラッサールの演説においても用いられていた「利害関心の連帯」という表現が、ここでは異なる意味で用いられているということである。すなわち、ラッサールにとってこの表現があくまで労働者同士の協働や団結を意味するものであったのに対し、ここでは異なる社会集団 (階級) 間についての——現時点では成立していない——協働や相互関係の形成が意味されている。

こうした労働者運動で通用しているものとは異なる意味での「利害関心の連帯」という表現は他にも多くみられる。たとえば労働災害に伴う障害の発生が議論されている。1880年7月26日付ヴェルテンブルグ首相ヘアマン・フライヘル・フォン・ミットナハトによる内務次官 Staatssekretär ホフマンへの書簡 (QGDS1-6-92) である。そこでは「労働者という巨大な大衆は、十分な見識やだいたいの人が有する見解からすればわかる、将来の不測の事態のための貯蓄や節制、エネルギーを有していない」として、とくに若い労働者が1870年代の好況の影響からか積極的に労働災害に備えるという構えを怠っていると批判する。他方で雇用者側も「身体障害のある労働者に、工場年金金庫から少しでも支払い金額を示す」といった義務から逃れていることも指摘する。ミットナハトによれば雇用者の多くは「そのような金庫への拠出を尻込みする」か、そうした金庫を自ら創設することで財産が失われることがないことを望んでいるという。こうした状況下では「労働者と雇用者の利害関心の連帯のための理解 das Verständnis für die Solidarität der Interessen der Arbeiter und Arbeitgeber が欠けている」といわざるをえない (QGDS1-6-92: 173)。

貯蓄困難な労働者がいざ身体に治癒困難な問題を生じさせた際、それをいかに保障しうるのかが当然問題となる。しかし、現行の自由金庫ではそれにはいかなる回答も与えず、障害金庫も十分に機能しない。それゆえミットナハトが主張するのは、雇用者と労働者双方にとって重要である、労働者の労働条件を決定づける仕組みとして、傷害保険の創設や加入・拠出についての強制原則を確立することである。なぜならそうしなければ、一方で労働者は十分に貯蓄をせずいざというときに困窮し、他方で雇用者は労働者のための障害金庫の創設を、自分たちの事業の発展にとって阻害要因だとみなして十全に実施しないからである。こうした政策担当者による労働者と雇用者間での協働を意味する連帯 Solidarität は、ほかにも QGDS (1-4-

116: 345) や QGDS (1-5-127: 358), QGDS (1-6-97: 439), QGDS (2-2(1)-31: 122) など多数みられる。

## 4 「利害関心」の概念と連帯の意味論

### 4.1 利害関心の概念

ここまできると、連帯という語は①労働者、②国家、③雇用者と労働者という3つの協働関係を示すために労働者、政策担当者、事業家らによって発せられている。しかし、それらはなぜ頻繁に「利害関心の」という語を伴って表現されているのだろうか。たとえば労働者と雇用者が互いに対立し、それを調停するために国家介入が必要であるということであれば「労働者と雇用者の連帯」で十分であり、「利害関心の」という表現は冗長である。もちろん、ラッサールら社会民主主義勢力によるこのフレーズの使用とその一般化が影響していることも考えられる。しかしそれだけでは、このフレーズが統治実践の現場において別様に用いられていることの同時代的意味を適切に理解することはできない。

利害関心 *Interesse* という語の概念史的理解によれば、この語は16世紀以来長らく統治に関わるものとして用いられてきた (Fuchs und Gerhardt 1976: 479; Fisch u.a. 1982: 312, 321-3)。たとえば18世紀における啓蒙絶対君主は一般利益と特殊利益を区別した上で、等族らによる特殊利益を抑制し人民の福祉に資するような一般利益の代弁者として振る舞うことに君主の役割を認めた。ここにおいて利害関心は国家理性と結びつき、理性化・合理化されることで望ましいものとなり、国家目的のメルクマールにもなる (屋敷 1999: 23)。こうした利害関心は、19世紀になると位置づけが格下げされ、各国家がその統治範囲を明確にしつつ、他方でその外部にあり競合しうる、他の統治主体の国家目的やその手段に配慮するためのベンチマークとなっていく (Fisch u.a. 1982: 349)。

しかしこうした統治と利害関心の結びつきは、それ以後さらに多様化していく (Hirschman 1977=1985: 122)。第1に、市場経済の進展によって、それまで統治者や国家間の均衡を示す語であった利害関心は、経済的・政治的主体としての個人に転写されていき、国家市民の正当な欲求源泉となっていったという (Fisch u.a. 1982: 353)。第2に、ドイツでは1848年3月革命以後になると市民社会的な個人の欲求というニュアンスを一部で維持しつつ、同時に集団的な統合をめざすような、政党や結社を主体とした利害関心の観念も登場する。中間集団の漸次的勃興によって利害関心の概念的主体も多様化していったのである (Fisch u.a. 1982: 357)。

このようにみると「利害関心」の概念は、(a) 統治主体の行為指針、(b) 個人による経済的／政治的目的追求のメルクマール、(c) 中間集団の意志形成のための方向付けという形で意味を重層化させてきたことがわかる。事実、19世紀中葉以降のドイツにおいては、諸々の自由主義的改革によって諸個人の経済活動や多様な中間集団が設立されていく (Fleck 1994: 41-61) とともに (→ b, c)、ビスマルク

が主導した「現実政治 Realpolitik」によって、オーストリアを中心とする大国との関係を顧慮した上で、夢想や願望ではない達成可能な国家的利害関心の探求と実現が目指された (Bismarck [1857]1933: 464-9) (→ a).

こうした概念史的経緯からすれば、19世紀後半ドイツにおいては (a) 国家レベル、(b) 個人レベル、(c) 集団レベルそれぞれについて、何を望みどのように行為するかについての見通しが不透明であるという信憑が共有され、その先に「利害関心の連帯」というフレーズがあることがわかる。それが導くのは、行動基準や利益を見出す対象が異なりうる他者（個人や集団、制度など）の間で見出される協働や紐帯の形成可能性である。「利害関心の」が伴うことで、連帯すべき主体が異なった存在であり、連帯したとしてもそれぞれの行為主体は同一性を失わないということが強調されることとなる。

## 4.2 「利害関心の連帯」の意味論的意義

以上のような理解からすれば、3節でみた「連帯」の3つの用い方 (①労働者同士、②国家同士、③雇用者と労働者) は、制度形成・維持の契機と関連付けた場合、次のように再解釈できる。

まず①は、中間集団の意志形成のための方向付け (→ c) にそのまま対応し、労働者集団の内部で共通する行動方針を定め、それによって結束するために連帯 *Solidarität* という語が用いられている例であるとみなすことができる。その意味で、複数ありえ対立する可能性もある個人レベルでの行動規範 (→ b) を統合するために (近藤 2010)、ここでの「利害関心の連帯」というフレーズは用いられている (図 1)。

それに対して②は、明確に統治の文脈で登場している。意味論分析の視座からすると、これは統治主体の行為指針の確定 (→ a) という用語系から理解できる。ここでは国民国家が自身のアイデンティティを損なわずに特定の目的のために他国と協調することがめざされている。個人レベルではなく国家レベルで秩序維持をめざしつつ、ドイツ国家内部でのみその内実が確定する利益とその擁護が念頭におかれている。とくにプロイセンとオーストリアの間で共有されていたのは、「社会問題 *soziale Frage*」への対応を国家間での連携によって進めることの必要である。両国が自立した統治機構である (固有の利害関心をもっている) ことを確認してその均衡を維持しつつ、二国間で共通の「危機」(すなわち社会民主主義) を認識し、除去を目的とした協働を推進するという問題意識が、連帯 *Solidarität* には込められている。

③の場合、「利害関心の連帯」というフレーズによって示される状況においては、第1に雇用者と労働者がそれぞれ異なった集団的利害関心を有していることがまず想定されている (→ c)。そして両者の齟齬が労働者問題を深刻にしているという統治主体による認識がある。第2に、両者の異なる利害関心からくる集団的特性を維持しつつ、双方に利益になるような形で新しい協働の形を模索すべきであるとい

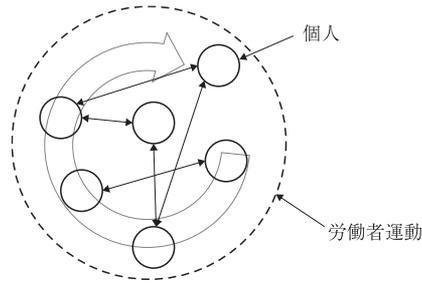


図1 労働者運動における「利害関心の連帯」

うことが、統治機構の立場から表明されている。

連帯 Solidarität という語は、一方で個人や国家、階級間での行動指針（利害関心）の不一致を克服しようとするものでもある。しかし他方で、この語が用いられる際には、利害関心の差異を抹消することなしに、両者にとっての特定の問題（②では社会民主主義による秩序解体、③では労働者の貧窮や労災補償の不適切な履行）を解決し、共通の利益を得るための協働的理念でもあった。

こうしてみると、単に「AとBの連帯」ではなく、「AとBの利害関心の連帯」という表現が用いられていることの意味論的含意も明確となる。すなわち、この表現によって強調されるのは、AとBが特定の目的のために協働するという点だけではない。むしろその前提として、双方においてそれぞれ異なる行動指針があるということを明確にするとともに、それを維持した状態においてもなお協働が可能であるという認識がある。すなわち「利害関心」という語によって想定される行為連関の指針や集団の外延が規定され、それに連帯 Solidarität という語が結びつくことで、複数の認識主体の自律性を前提とした協働や連関の規範的な擁護がめざされている。つまり認識主体ごとの意味論的な境界を消去することなく、同時にその協働を規範的に擁護するために、「利害関心の連帯」という語は用いられているのである<sup>4)</sup>。

## 5 政策担当者にとっての「利害関心の連帯」とは？

しかしポイントとなるのは、統治機構は集団間の利害調整にとどまらない役割を自負しているということである。むしろ政策担当者たちに認識されている課題はより根本的なものである。

たとえば上述したオーストリアープロイセン社会問題会議議事録では、商業省枢密上院顧問官ルドルフ・ヤーコビが労働者教育および徒弟問題にかんし、「真の双方向的な利害関心 beiderseitige Interessen に関する当事者への啓蒙」の重要性を指摘している。なぜなら「一方では雇用者が、他方では労働者が受け入れなければならない立場が、これまでは前者によっても後者によっても完全に正しい形で承認

されてこなかったからである」(QGDS1-1-118: 343).

ここでは労働者階級と市民階級(雇用者)の両者が「受け入れなければならない」地位、すなわちそれぞれがいかなる利益構造を有しているのかにつき、当事者が正確な知識を有していないということが問題視されている。それゆえ国家の役割は両者の利害関心を確定した上で、それに基づいた「真の双方向的な利害関心」を両者に啓蒙することである。国家は単なる利害対立の調整役ではなく、望ましい利害関心を両者が有し、それに即した相互関係を築けるよう、より積極的に介入すべき存在として自己規定されている。

こうしてみると、集団や組織がその特性として有している「利害関心」と、国家が望ましいと考える諸集団・諸組織の「利害関心」は同じものではないということがわかる。1871年11月17日付のビスマルクからプロイセン商業大臣イツェンブリッツへの書簡(QGDS1-1-85)ではこうした視点から、社会運動と国家の関係が語られている。同時代のドイツにおいて勢力を二分していた社会主義運動は、国民国家をベースに活動するラッサール派と国際的な動きをみせるアイゼナハ派であったが、ビスマルクは、ラッサール派が存在するドイツにおいては「労働者の大多数が存在する国家秩序と和解し労働者と雇用者の利害関心に再び調和をもたらすことも、目下うまくいくだろう」(QGDS1-1-85: 250)と考えていた。逆にいえば、国際的に展開されている社会主義運動が優勢な状況では国家にとって調和的であると考えられる労働者の利害関心を実現することもできない。

こうした運動の峻別と評価の違いからもわかる通り、労働者運動の主体となる社会民主主義勢力の「利害関心」と、国家の介入下で成立し雇用者との調和的關係に向かっていくべき労働者の「利害関心」は区別されており、政治家や官僚たちの文脈においてはあくまで後者が遂行されるべきだと考えられているのである。

このことは図で表すと図2のようになる。国家介入は第1に集団や組織の利害関心そのものを同定・規定し、第2にそれに基づいて異なる利害関心が調和するような制度形成を行うことをめざす。

こうした方針そのものは、「連帯 Solidarität」という語を離れても、利害関心を巡って見出すことができる。たとえば、シュレージエン州長官フェルディナンド・オットー・フライヘル・フォン・ノルデンフライフトによる州労働監督官への通達(1874年8月30日)ではそれが顕著に表れている。ノルデンフライフトの通達によれば、公僕である労働監督官の役割は、工場における営業認可手続きや労働者の危険防止にまで、極めて広範囲に及ぶ(QGDS1-3: 225)。そのなかで彼は、「労働者の正当な利害関心と、他方で事業主の利害関心を」自身の「技術的知識と公的な経験に基づき、正当な方法で調停することを自身の課題とみなさなければならない」とみなす(QGDS1-3-68: 226)。

ここでは「調停 Vermitteln」が用いられているが、他にも労働者と雇用者の諸利害関心に結びつく語彙として「調整 Ausgleich, 調整する ausgleichen」(QGDS1-4-115: 341, 1-4-123: 368, 1-4-143: 445)や「結合 Vereinigung」(QGDS

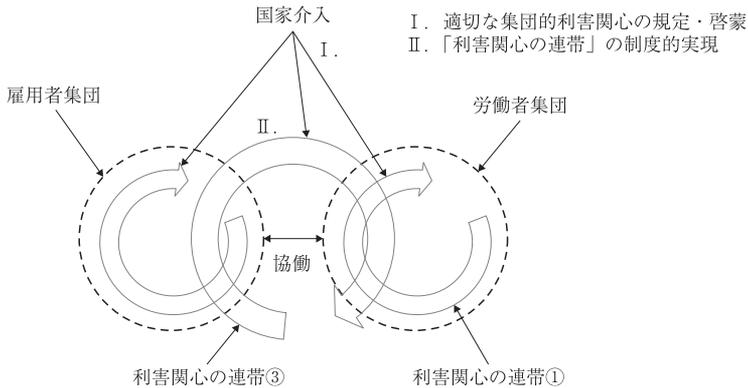


図2 社会政策による「利害関心の連帯」の実現

1-5-69: 178) などがある。そのなかで政策担当者があえて利害関心の「連帯 Solidarität」という語を頻繁に用いて社会政策の正統性を論じてきた背後には、上述したように連帯する主体が複数ありえ、その連帯の仕方もさまざまでありうるなか、とりわけ強制保険や労働規制を通じた国家介入による連帯 Solidaritätこそが、より適切で望ましい諸利害関心の特定と協働を実現できることを示すという志向があったからであると考えられる。そこでは自己や他者にかんし、絶えず「利害関心の連帯」という語によってまとまりある社会集団の秩序を特定していく、意味論的实践がなされていた。

## 6 結 論

本稿では、福祉国家のバリエーションの1つであるドイツ社会国家の制度形成を理念的資源から跡付けるという課題から、とりわけ連帯 Solidarität という語を手掛かりに、これが統治実践の具体的プロセスにおいていかなる意義を有していたのかを検討した。その結果、社会国家の制度的中核となっている社会政策の形成過程において、連帯 Solidarität という語は階級的な闘争概念であるにとどまらず、国家介入によって適切な内実を伴い実現する、複数の制度間での調和や協働をさすものとして用いられていることが明らかとなった。連帯 Solidarität は政策担当者にとって、頻繁に「利害関心」という語と結びつけながら、統治機構にとって望ましい社会集団間の秩序を特定し実現する、実践的知識として動員されていったのである。

「社会的なもの」についてのこれまでの研究群は、特定の語彙の概念史的・思想史的意義を探求してきた(市野川・宇城編 2013)。しかし、平等や連帯といった個々の「社会的な」語彙が——同一国内であっても——いかに制度的・集団的な合理性からくる差異によって、複数の意味を帯びうるかということについては明確

にしてこなかったといえる。それに対して本稿は、連帯 *Solidarität* の位置価を、特に統治実践の文脈から分析しその意義を提示した。その点で、社会運動や学術、宗教勢力などと統治との相互関係を加味した上で、制度的布置と理念の歴史的連関を探り、その現代的位置をも解明する、「社会的なもの」についてのさらなる研究への指針を示すものである<sup>5)</sup>。

しかしもちろん、ドイツ社会国家の意味論的特性と「社会的なもの」の位置価が、連帯 *Solidarität* という語の用いられ方のみによって十全に明らかになるわけではない。たとえばドイツにおいては「補完性 *Subsidiarität*」原理の社会政策的意義が盛んに論じられてきた（坂井 2016 ほか）。また現代的な視座からすれば、特定の地域的・時代的コンテクストに依存しない形で連帯概念の規範的意義を同定する方針（Luhmann 1977; Prisching 2003; Wildt 2007; 齋藤 2008; Heinig 2008; Darllinger 2009）も重要だろう。本稿の知見は、こうしたさまざまな語彙や概念と社会国家制度形成の連関を複合的に理解していくことに資する、社会国家をめぐる意味論分析の歴史社会学のための端緒となるものである。

#### 【注】

- 1) 本稿の検討対象となるのは、フロリアン・テンシュテットらによって編まれた『ドイツ社会政策史資料集』である。この資料集の第1分冊には1867年から1881年（帝国形成期から社会的帝国教書まで）までの各省大臣・政府高官による書簡や覚書、各種の政党・協会による政府への請願書等が、すでに刊行されている社会政策関係の資料を補完する形で編纂されている。本稿では「(QGDS 分冊数-巻-資料の通し番号)」で表記する。
- 2) 同様の用法は、在ウィーンドイツ公使ハンス＝ローター・フォン・シュヴァイニッツによるビスマルクへの報告（1871年7月11日）、オーストリア＝ハンガリー政府によるビスマルクへの書簡（1871年9月6日）などでもみられる（QGDS1-1-65: 200; QGDS1-1-69: 206; 208; 209）。
- 3) こうしたネガティブな意味づけは、労働者が倫理的な責任から免れ、ますます法に従わなくなっていっているという現状理解（QGDS1-4-116: 345）及びそれに基づく適切な労働者の利害関心や連帯 *Solidarität* の線引き問題につながる（5節参照）。
- 4) この用語法は、同時代における国家学における連帯や利害関心の概念とも一致する（Mohl 1851; Stein 1850: 210）。
- 5) こうした問題関心から、意味論分析と伝統的な知識社会学との比較も進展させることができる。たとえば後者からすれば3節の議論は、連帯 *Solidarität* という語から反体制的な意味内容を奪い取り再定義していく、政策担当者たちによる概念闘争の事例として解釈できる。理論的視座の選択に基づく同一資料の異なる解釈可能性の検討も、さらなる研究の課題である。

#### 【文献】

- Bayertz, Kurt, 1998, "Begriff und Problem der Solidarität," Kurt Bayertz Hg., *Solidarität: Begriff und Problem*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 11-53.
- Bismarck, Otto von, [1857] 1933, *Die gesammelten Werke Bd. 14(1)*, herausgegeben von Wolfgang Windelband und Werner Frauendienst, Nendeln/Liechtenstein: Kraus Reprint.

- Darlinger, Ursula, 2009, *Die Solidarität der modernen Gesellschaft: Der Diskurs um rationale oder normative Ordnung in Sozialtheorie und Soziologie des Wohlfahrtsstaats*, Wiesbaden: VS.
- Fiegle, Thomas, 2003, *Von der Solidarität zur Solidarität: Ein französisch-deutscher Begriffstransfer*, Münster-Hamburg-London: Lit.
- Fisch, Jörg, Ernst Wolfgang Orth, und Reinhard Koselleck, 1982, "Interesse," Otto Brunner, Werner Conze, und Reinhart Koselleck Hg., *Geschichtliche Grundbegriffe: Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland Bd. 3*, Stuttgart: Klett Cotta, 305-44.
- Fleck, Hans-Georg, 1994, *Sozialliberalismus und Gewerkschaftsbewegung*, Köln: Bund.
- Fuchs, Hans-Jürgen und Volker Gerhardt, 1976, "Interesse," Joachim Ritter, Karlfried Gründer und Gottfried Gabriel Hg., *Historisches Wörterbuch der Philosophie Bd.4*, Basel: Schwabe, 479-94.
- Heinig, Hans Michael, 2008, *Der Sozialstaat im Dienst der Freiheit*, Tübingen: Mohr Siebeck.
- Hirschman, Albert. O., 1977, *The Passions and the Interests: Political Arguments for Capitalism before its Triumph*, Princeton: Princeton University Press. (佐々木毅・旦祐介訳, 1985, 『情念の政治経済学』法政大学出版局.)
- 市野川容孝, 2006, 『社会』岩波書店.
- 市野川容孝・宇城輝人編, 2013, 『社会的なもののために』ナカニシヤ出版.
- Kaufmann, Franz Xaver, 2005, *Sozialpolitik und Sozialstaat: Soziologische Analysen*, 2. erweiterte Aufl., Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- , 2015, *Sozialstaat als Kultur: Soziologische Analysen II*, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- 川越修・辻英史編, 2008, 『社会国家を生きる——20世紀ドイツにおける国家・共同性・個人』法政大学出版局.
- 木下秀雄, 1997, 『ビスマルク労働者保険法成立史』有斐閣.
- 近藤康史, 2010, 「社会民主主義と連帯の政治——『個人の連帯』に向けて」宇野重規編『つながる——社会的紐帯と政治学』風行社, 116-51.
- Lassalle, Ferdinand, 1919, "Das Arbeiter-Programm: Über den besonderen Zusammenhang der gegenwärtigen Geschichtsperiode mit der Idee des Arbeiterstandes," *Gesammelte Reden und Schriften Bd.2*, herausgegeben und eingeleitet von Eduard Bernstein, Berlin: Verlegt bei Paul Cassirer, 147-202. (森田勉訳, 1981, 『憲法の本質・労働者綱領』法律文化社, 129-87.)
- Leisering, Lutz, 2013, "The 'Social': The Global Career of an Idea," *International Journal of Social Quality*, 3(2): 1-15.
- Lepsius, M. Rainer, 1990, *Interessen, Ideen, und Institutionen*, Opladen: Westdeutscher Verlag.
- Lessenich, Stephan, 2008, *Die Neuerfindung des Sozialen: Der Sozialstaat im flexiblen Kapitalismus*, Bielefeld: Transcript.
- Luhmann, Niklas, 1977, "Arbeitsteilung und Moral: Durkheims Theorie," Emile Durkheim, *Über die Teilung der sozialen Arbeit*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 17-35.
- , 1980, *Gesellschaftsstruktur und Semantik: Studien zur Wissenssoziologie der modernen Gesellschaft Bd. I*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. (徳安彰訳, 2011, 『社会構造とゼマンティック I』法政大学出版局.)
- Metz, Karl H, 1998, "Solidarität und Geschichte. Institution und sozialer Begriff der Solidarität in Westeuropa im 19. Jahrhundert," Kurtz Bayertz Hg., *Solidarität: Begriff und Problem*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 72-194.

- Mohl, Robert von, 1851, "Gesellschafts-Wissenschaften und Staats-Wissenschaften," *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 7(1): 3-71.
- 大内宏一, 2014, 『ビスマルク時代のドイツ自由主義』彩流社.
- Prisching, Manfred, 2003, "Solidarität," Stephan Lessenich Hg., *Wohlfahrtsstaatliche Grundbegriffe: Historische und aktuelle Diskurse*, Frankfurt a.M. & New York: Campus, 157-90.
- 齋藤純一, 2008, 『政治と複数性——民主的な公共性に向けて』岩波書店.
- 齋藤純一・宮本太郎・近藤康史編, 2011, 『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版.
- 坂井晃介, 2016, 「自由・安全・補完性——ドイツ社会国家の正当化論理をめぐる意味論的考察」『*相関社会科学*』26: 3-19.
- Stein, Lorenz von, 1850, *Der Begriff der Gesellschaft und die sociale Geschichte der französischen Revolution bis zum Jahre 1830 III*, Leipzig: Otto Wigand.
- Stjernø, Steinar, 2004, *Solidarity in Europa: The History of an Idea*, New York: Cambridge University Press.
- 田中拓道, 2006, 『貧困と共和国——社会的連帯の誕生』人文書院.
- Tenfelde, Klaus, 1998, "Arbeiterschaft, Solidarität und Arbeiterbewegung. Kommentar zum Beitrag von Karl H. Metz," Kurtz Bayertz, Hg., *Solidarität: Begriff und Problem*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 195-216.
- Wildt, Andreas, 1996, "Solidarität," Joachim Ritter Hg., *Historisches Wörterbuch der Philosophie Bd. 9*, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1004-15.
- , 2007, "Solidarität als Strukturbegriff politisch-sozialer Gerechtigkeit," *Jahrbuch für Christliche Sozialwissenschaften*, 48: 39-60.
- 屋敷二郎, 1999, 『紀律と啓蒙——フリードリヒ大王の啓蒙絶対主義』ミネルヴァ書房.
- Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1867 bis 1914, I. Abteilung: Von der Reichsgründungszeit bis zur Kaiserlichen Sozialbotschaft (1867-1881)*
1. *Band: Grundfragen staatlicher Sozialpolitik. Die Diskussion der Arbeiterfrage auf Regierungsseite vom preußischen Verfassungskonflikt bis zur Reichstagswahl von 1881*, bearbeitet von Florian Tennstedt und Heidi Winter unter Mitarbeit von Wolfgang Ayaß und Karl-Heinz Nickel, Stuttgart: Gustav Fischer, 1994. [QGDS1-1]
  2. *Band: Von der Haftpflichtgesetzgebung zur ersten Unfallversicherungsvorlage*, bearbeitet von Florian Tennstedt und Heidi Winter unter Mitarbeit von Heinz Domeinski, Stuttgart: Gustav Fischer, 1993. [QGDS1-2]
  3. *Band: Arbeiterschutz*, bearbeitet von Wolfgang Ayaß, Stuttgart: Gustav Fischer, 1996. [QGDS1-3]
  5. *Band: Gewerbliche Unterstützungskassen. Die Krankenversicherung für gewerbliche Arbeitnehmer zwischen Selbsthilfe und Staatshilfe*, bearbeitet von Florian Tennstedt und Heidi Winter unter Mitarbeit von Elmar Roeder und Christian Schmitz, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1999. [QGDS1-5]
  6. *Band: Altersversorgungs- und Invalidenkassen*, bearbeitet von Florian Tennstedt und Heidi Winter unter Mitarbeit von Elmar Roeder, Christian Schmitz und Uwe Sieg, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 2002. [QGDS1-6]
  8. *Band: Grundfragen der Sozialpolitik in der öffentlichen Diskussion: Kirchen, Parteien, Vereine und Verbände*, bearbeitet von Ralf Stremmel, Florian Tennstedt und Gisela

Fleckenstein unter Mitarbeit von Margit Peterle und Gisela Rust-Schmöle, Darmstadt:  
Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 2006. [QGDS1-8]

*Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1867 bis 1914, II. Abteilung  
(1881-1890)*

*2. Band, 1. Teil: Von der zweiten Unfallversicherungsvorlage bis zum Unfallversicherungsgesetz  
vom 6. Juli 1884*, bearbeitet von Florian Tennstedt und Heidi Winter unter Mitarbeit von  
Heinz Domeinski und Elmar Roeder, Stuttgart: Gustav Fischer, 1995. [QGDS2-2(1)]

(原稿受付 2019.9.10 掲載決定 2019.12.20)

**“Solidarität” as Semantics of the Social State:  
A Case Study of the Social Policy in Germany during the 19<sup>th</sup> Century**

*SAKAI, Kosuke*  
*The University of Tokyo*

ksakai10506@gmail.com

This article aims to clarify the role of “solidarity” in the development of the German *Sozialstaat* as a variation of concepts that sustain the ideal formation of the welfare state.

Although previous studies have emphasized the historical importance of the social democratic milieu and its labor movement under the concept of solidarity in Germany, they have not taken into account the conceptual usage in the concrete legalization processes of social insurance through debates about social problems.

From the perspective of semantic analysis, which focuses on the differences in the efficiency of the concepts in various organizations or institutions, this paper scrutinizes the discourses of politicians in the ruling party and bureaucrats from the 1860s to the 1880s. It thus attempts to learn about the social problems they faced and how these were dealt with using the vocabulary of solidarity as a semantics of sovereign practices.

For policymakers in this period, one reason for social problems like poverty and the deterioration of the working environment was that both employers and employees failed to recognize their own interests. Thus, policymakers found it necessary to define both sides of interests and construct “the solidarity of interests (*Solidarität der Interessen*),” thereby intervening in the private systems of insurance.

These findings indicate that the connotation of “*Solidarität*” in 19<sup>th</sup>-century Germany worked not only as a fighting concept for the labor movement but also as a notion to justify political intervention, connecting the divided interest groups. The concept of solidarity, a historical branch of “the social,” was refined in Germany under the rationality of sovereign practices, thus reducing other possibilities of conceptualization.

Key words: semantics of social state, solidarity, interest

(Received Sep. 10, 2019 / Accepted Dec. 20, 2019)